

平成22年2月23日

若年性認知症ケア・モデル事業（案）

1 目的

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する認識が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となるケースや、本人やその家族、企業及び医療機関が若年性認知症を知っていても、活用が可能な福祉や雇用の施策があまり知られていないことなどから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難になりやすいことが指摘されている。

本事業はこれらの問題点を解消し、若年性認知症者一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とする。

2 事業内容

(1) 対象事業

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期の認知症の者（以下「対象者」という。）に対し支援を実施しているものを対象とする。（40歳～64歳の者が対象となる）

(2) 事業内容

若年性認知症の特性に応じた先駆的な事業を実施する事業所に対して支援し、若年性認知症の人やその家族の支援に資する適切なサービスを研究するとともに、サービスを広く普及させるための事業を実施する。

ア コーディネーターの設置

総合的な支援窓口として、コーディネーターを1名設置し、若年性の認知症の人や家族の相談に応じ、適切な支援につなげる。また、介護者の働き方の支援や、若年性認知症の人の子供に対しての心のケア等、家族を支援する取組を行なう。

なお、コーディネーターは、三重県認知症コールセンターと連携し、コールセンターから紹介された若年性認知症者への支援や若年性認知症にかかる情報等をコールセンターに提供するものとする。

イ 地域における総合支援窓口の役割を担うコーディネーターの養成

ウ 若年性認知症のケアの質の向上にかかる取り組み

若年性認知症のケアを行う者に、ケアを学ぶための研修等を実施する。

(3) 留意事項

モデル事業所は、あらかじめ本事業の責任者を定めるとともに、実施するサービスに応じて必要な職員を配置するものとする。

なお、職員配置に当たっては、事業の内容に応じ、若年性認知症の特性に関し知見を有する者又は若年性認知症者に対するサービスの実務経験を有する者を充てることや、地域のボランティアを活用することが望ましい。

ア 従業者の配置、設備等

(ア) 若年性認知症ケア責任者 常勤換算で1人

若年性認知症ケア責任者は、認知症介護実践者研修修了者や精神保健福祉士等、若年性認知症に対し専門的知識を有する者とする。

(イ) 介護職員

モデル事業所は、モデル事業を実施するに足りる介護職員を1名以上確保すること。

(ウ) モデル事業所は、モデル事業を実施するに当たって十分な広さの設備を有し、モデル事業所以外の事業の利用者のサービス低下を来たさないように配慮するとともに、モデル事業所を実施する事業所全体として、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を設けること。

イ その他

(ア) 介護保険サービス、障害福祉サービス等、公的給付の対象となるサービスは本事業の対象外とする。

(イ) モデル事業者は、利用者の個人情報の取扱いには十分留意すること。モデル事業終了後も同様とする。

(ウ) 2(2)アからウまでの事業内容については、必須事業とする。

3 実施方法

県は、若年性認知症者に対し、総合的な自立支援サービスを提供している事業所をモデル事業所として選定する。

(1) 事業を実施する事業者を募集する。

対象は法人格を有していることとし、法人種別は問わないこととする。

※手法としては、①県から事業所へ委託して実施する方法 ②事業所へ補助金を交付する方法の2通りを検討中。

※モデル事業は、介護サービス事業や障害福祉サービス事業と併設しても差し支えないが、経理は明確に区分することとする。

(2) 募集にあたって、事業者の要件を予め設け、要件にあった法人を選定委員会で選定する。(事業所の選定箇所数を検討中のため、委託金額又は補助率は未定。)

事業者は、以下のア及びイの要件を満たすものとする。

ア 10名以上の対象者の登録があり、1日あたり3人程度以上の利用が見込まれること。

イ モデル事業を継続して2年間継続して実施できること。